

《伝播の抑制》

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
モニタリング	1月3日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○1月3日より武漢からのフライトに到着する旅行者のためにチャンギ空港で発熱者スクリーニングを実施する。 ○すべての旅行者のための健康相談ポスターがチャンギ空港に掲示され、武漢からのフライトによる旅行者に健康相談を提供する。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/precautionary-measures-in-response-to-severe-pneumonia-cases-in-wuhan-china	5月25日
	1月22日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○春節により旅行者数が増加することを懸念してチャンギ空港における発熱者スクリーニングは1月22日より中国からの全便に拡大。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moh-steps-up-precautionary-measures-in-response-to-increase-in-cases-of-novel-coronavirus-pneumonia-in-wuhan https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-novel-coronavirus-pneumonia-in-china https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000560473.pdf	5月25日
	1月23日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○国内初の新型コロナウイルス症例を確認（武漢からシンガポールに訪れた中国国籍の66歳男性）。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/confirmed-imported-case-of-novel-coronavirus-infection-in-singapore-multi-ministry-taskforce-ramps-up-precautionary-measures https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000560473.pdf	5月25日
	2月7日	保健省(MOH)は、感染症警戒レベルを4段階中、上から2番目のオレンジへ引き上げを行うとともに、次の追加予防措置を公表。 ・大規模イベント開催に関する注意事項・職場での体温測定・在宅勤務等・学校・幼稚園等の予防強化措置	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000565819.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/risk-assessment-raised-to-dorscon-orange	5月25日
	2月25日	教会クラスターと武漢旅行者とのリンクを確認（Grace Assembly of GodとThe Life Church and Missions Singaporeのクラスターは武漢からの2名の旅行者がその感染源であったことがシンガポール警察部隊の協力によって確認された）	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/links-established-between-church-clusters-and-wuhan-travellers	5月25日
	2月28日	シンガポールの新天地イエス教the Temple of the Tabernacle of the Testimonyに対する調査を実施。	https://www.mha.gov.sg/newsroom/press-release/news/investigations-into-shincheonji-church-of-jesus-the-temple-of-the-tabernacle-of-the-testimony-in-singapore	5月25日
	4月8日	Covid-19（暫定措置）（管理命令）規則2020年4月8日に発効 ・暫定措置に基づいて、新型コロナウイルスの感染の防止、遅延、抑制を行う。 ・厚生大臣が2020年4月7日に管理命令を下し、2020年4月8日に発効。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/covid-19-(temporary-measures)-(control-order)-regulations-2020-come-into-force-on-8-april	5月25日
	4月21日	新型コロナウイルスの広がりに対する強力な国家措置。 ○サーキットブレーカー期間の延長 ・4月21日から5月4日までの2週間のこの措置について、現在の状況から関係省庁対策本部は、この期間を6月1日まで4週間延長。新規感染者数が大幅に減少した場合には、段階的に措置の一部を緩和する可能性もあり。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/strong-national-push-to-stem-spread-of-covid-19	5月25日
	4月27日	COVID-19テストのスケールアップに関する報告。 ・1日のテスト数が8,000件以上になった。 ・移民労働者に対してこれまでに21,000人以上にテストを行った。多くの対象者はテスト時に無症状であった。等	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/scaling-up-of-covid-19-testing	5月25日
	5月8日	複数の省庁による作業部会（MFT）は、シンガポールにおける新型コロナによる死亡者の95%が60歳以上の高齢者であることから、介護施設等でのPCR検査の促進や安全管理に向けた特別な措置を実施した。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/support-measures-for-seniors-during-covid-19	5月11日
	5月28日	複数の省庁による作業部会（MMT）は、国内外の臨床データで、新型コロナを発症して14日後には2次感染を引き起こす可能性が低く、また21日後には可能性がないと判明しているため、シンガポールでも発症後3週間で症状が治った場合は2回目のPCR検査を受けずに外出することを認めると発表した。 保健省によれば、新型コロナの2次感染率が高いのは発症前の1〜2日間で、発症から14日後に検査でウイルスの微+D54細断片が見つかったとしても、感染力はない。ただし免疫不全症の病歴を有する場合は、ウイルスの潜伏期間が通常より長期に亘る可能性があるため、検査で2回陰性が確認されるまで自己隔離を行うとしている。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/revise-discharge-criteria-for-covid-19-patients	5月29日
	6月8日	シンガポールでは、コミュニティや外国人労働者の寮での新型コロナ感染症を診断する検査に加えて、保健省および社会・家庭振興省用の住宅に暮らす高齢者等の特定グループに対するサーベイランス検査を開始した。 新型コロナの検査体制を強化するため、検査を支援する国家機関である健康増進庁（HPB）が、地域のスクリーニングセンター（RSC）を設置してスクリーニングや検査を実施しており、2020年5月には仮設のRSCで幼稚園・保育園スタッフのスクリーニングを実施した。また6月は他の場所で、各分野の主要機関（建設分野では建築・建設庁、海洋・加工分野では経済開発庁等）と密接に連携しながら特定分野の労働者のスクリーニングの支援を行う。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/regional-screening-centres-set-up-to-facilitate-testing	6月11日
	6月15日	複数の省庁による作業部会（MMT）は、新型コロナの感染率が抑えられていることから、6月19日に規制緩和のフェーズ2へ移行することを発表した。また重症化するリスクの高い高齢者は、可能な限り外出を控え、接触者を制限するように促した。また介護施設での感染リスク低減のため、訪問者を2人に限定し、1日の訪問者はひとり、訪問時間は30分とし、入館前にスクリーニングを受けることとした。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/support-for-seniors-in-phase-two	6月18日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	6月18日	シンガポールの保健省は、6月18日午後23時59分に、規制緩和の第2フェーズへ移行することを受け、今後は、急性呼吸器感染症（ARI）と診断された患者に行う新型コロナ感染確認の対象者を現在の65歳以上から45歳以上に拡大する等の検査体制の強化を行い、また現在200万人が接触者追跡アプリ「TraceTogether」をダウンロード、使用しているが、6月末にはスマホのない人向けの新サービスを提供することを発表した。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/enablers-to-support-safe-re-opening	6月19日
	7月1日	保健省は、規制緩和のフェーズ2における検査体制の更なる強化のため、7月1日から、これまでの急性呼吸器感染症（ARI）と診断された人に行っていたPCR検査の対象年齢を45歳以上から13歳以上に引き下げる。また新型コロナの検査や治療を行っている主要機関のPublic Health Preparedness Clinics（PHPCs）をするため、2020年6月25時点で活動しているPHPC1カ所につき、1万ドルの支援金を同年12月に支給する。また寮で暮らす海外労働者に対する検査については、7月末までに8割に当たる約25万人が、病状から回復、または検査を終了する見込みである。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/steady-progress-in-dormitory-clearance-aggressive-testing-and-tracing-in-phase-2	6月26日
	7月2日	保健省は、規制緩和の第2フェーズで活動再開してから、第1フェーズの最終週と比べて感染者数が僅かに増えていることから、継続的な感染防止策の実施が必要とした。シンガポールでは、重篤化や感染のリスクの高い人々に対し積極的な監視、そして海外からの入国者、急性呼吸器感染症（ARI）患者へのPCR検査を実施するほか、町議会が感染の発生した場所の消毒を行っている。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/continued-vigilance-needed-with-reopening	7月3日
	7月7日	保健省は、サーキットブレイカー期間終了後の現在、国内の新規感染者が少ないながらも一定数生じており、特に建設関連事業での感染者が多く見られると報告した。また引き続き規制緩和の第2フェーズでより多くの活動が再開されることから、引き続き感染防止対策の実施を怠らないように注意を喚起している。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/controlling-the-infection-in-phase-two-of-re-opening	7月8日
	7月24日	保健省は、シンガポールで規制緩和のフェーズ2開始から5週間が経過した現在、検査体制の一層の拡充、そして複数の省庁による作業部会（MMT）による感染防止の取組みにより、地域社会での感染率は鈍化していると報告した。また、現在行われている出稼ぎ外国人労働者の寮の一掃は、自己隔離に使用されている施設を除き、2020年8月初めに完了する予定である。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/enhancing-surveillance-and-enforcement-efforts-to-keep-covid-19-at-bay	7月27日
	8月6日	保健省は、複数の省庁による作業部会（MMT）が実施している、外国労働者が宿泊している施設でのPCR検査が8月7日までに完了する予定であると発表。これにより、隔離施設として利用されている一部の区画を除く検査が完了し、8月中旬までには大部分の労働者が仕事の再開が可能となる見込み。陽性の判定により隔離を行っている労働者は、隔離期間の終了時に再度検査を行っている。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/final-stretch-of-dormitory-clearance-further-steps-towards-a-new-covid-normal	8月11日
	8月29日	複数の省庁による作業部会（MMT）は、感染状況や早期の拡大抑制を促すため、特定のコミュニティグループに対するPCR検査を今後数週間のうちに開始する。検査の対象となるのは、タクシーの運転手、飲食店の配達係、海外労働者の寮の作業員、そして屋台・市場・飲食店の経営者等で、費用は政府が負担する。またMMTは、感染予防の効果が低いとして、ハンダナ、スカーフ、ネックゲイター等をマスク代わりに着用しないようアドバイスしている。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/expanded-covid-19-testing-to-specific-community-groups-and-updated-guidance-on-use-of-masks	8月31日
	9月9日	保健省は、多数の感染者が発生していた外国人労働者の寮について、現在は一日の感染者が45人程になっており、新たな感染者の早期発見に向けて（1）外国人労働者による自己モニタリングおよび健康状態に関する定期的な情報提供（2）急性呼吸器疾患を有する労働者が具合が悪くなった場合の緊密なモニタリングの実施（3）初期段階で監視員が監視を行うことを目的とした特定の寮での検査実施、（4）寮の住人に対する14日に一度の検査実施、などの対策を講じていると報告した。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/strengthening-measures-for-safe-re-opening-of-activities	9月10日
入国者の隔離	1月3日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○1月3日より武漢からのフライトに到着する旅行者のためにチャンギ空港で発熱者スクリーニングを実施する。 発熱、急性呼吸器疾患または肺炎の症状があり、症状を発症する14日以内に武漢への渡航歴がある場合は隔離される。 ○すべての旅行者のための健康相談ポスターがチャンギ空港に掲示され、武漢からのフライトによる旅行者に健康相談を提供する。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/precautionary-measures-in-response-to-severe-pneumonia-cases-in-wuhan-china	5月25日
	1月22日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○春節により旅行者数が増加することを懸念してチャンギ空港における発熱者スクリーニングは1月22日より中国からの全便に拡大。 ○肺炎の症状があり、症状を発症する14日以内に武漢への渡航歴がある場合は病院に隔離される。 ○ MOH と the National Centre for Infectious Diseases (NCID) が疑わしい症例の管理について助言する新型コロナウイルスに関する臨床ガイドラインを作成済み。 ○病院での隔離措置。 次の症例は感染拡大予防措置として、病院で隔離措置を実施。 ・発症前 1 4 日以内の肺炎と中国旅行歴 または、 ・発症前 1 4 日以内に中国の病院に通院歴のある急性呼吸器感染症	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moh-steps-up-precautionary-measures-in-response-to-increase-in-cases-of-novel-coronavirus-pneumonia-in-wuhan https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-novel-coronavirus-pneumonia-in-china	5月25日
	1月23日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○国内初の新型コロナウイルス症例を確認（武漢からシンガポールに訪れた中国国籍の66歳男性）。 ○湖北省全体への不要不急な旅行を控える呼びかけ（拡大措置） ○すべての旅行者はシンガポール帰国後 2 週間健康状態を注意監視。不調の場合は医療機関を受診し旅行歴を医師に知らせること。発熱・咳・鼻水などの症状がある場合はマスクを着用し、訪問前に医療機関に電話すること。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/confirmed-imported-case-of-novel-coronavirus-infection-in-singapore-multi-ministry-taskforce-ramps-up-precautionary-measures	5月25日
	2月9日	2020年2月9日、湖北省武漢からシンガポール人が帰還（帰国第2便で、スクート（格安航空便）TR5121に領事館職員と医療従事者が添乗した。帰国者にはメディカルチェックが行われたのち、速やかに14日間の検疫期間に入る。）	https://www.mfa.gov.sg/Newsroom/Press-Statements-Transcripts-and-Photos/2020/02/20200209-Return-of-Singaporeans-from-Wuhan	5月25日
	2月19日	新しい在宅待機義務の実施。過去14日間に中国本土への渡航歴があるもの全員に、2週間の在宅待機義務を命じる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/implementation-of-new-stay-home-notice	5月25日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	3月3日	労働省の入国許可証と在宅待機義務の通知対象国を追加：韓国、イタリア北部、イラン	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0303-mom-entry-approval-and-stay-home-notice-extended-to-more-countries	5月25日
	3月16日	保健省(MOH)は、感染拡大防止のための新たな措置として概要を公表。 ○入国制限措置：過去14日以内にイタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴がある新規入国者は、入国・トランジットを許可されない。また、過去14日以内にイタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴があるシンガポール市民・永住者・長期滞在ビザ所持者に対し、在宅待機義務を通知。 ○追加予防措置：入国者のうち発熱・呼吸器症状のある旅行者は、検査対象となることに加えて、在宅待機義務の対象となる。また、シンガポールは全てのクルーズ船の寄港を中止する。	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100018737.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-and-spread-of-covid-19-cases	5月25日
	3月17日	保健省(MOH)は更なる海外からの流入症例を防止するための措置の概要を公表。 ・全ての入国者（国民、長期パス保持者、短期入国者含む）で過去14日間にASEAN諸国、日本、スイスあるいは英国に渡航歴のある者に対し、14日間の自宅待機（SHN）を命じる。加えて、対象者はどこでSHNを行うかの証明（14日間のホテルの予約、自宅あるいは家族の住所など）を義務付ける。また、無症状であってもスワブテストを行うこともある。	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100020816.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-of-covid-19-cases	5月22日
	3月17日	新規および再入国するすべての外国人労働者に対し、入国許可取得、在宅待機が義務付けられる。 ・労働省（MOM）は外国人労働者をシンガポールに入国させる予定の雇用主および斡旋業者に対し、彼らが旅立つ前にMOMから入国許可を取得することを要請する。これは全ての新規労働者および外国人労働者で一時的に他の国へ訪れてシンガポールに戻ってくる者全てが対象となる。 ・シンガポール到着後、全員が14日間の在宅待機義務が課せられる。新規労働者は実務に就く前に、代わりの宿舎、ホテル、ホテルなどでSHNを行う。帰国した労働者は雇用主の住所が代替の宿所を用意せねばならない。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0317-entry-approval-and-shn-requirements-for-all-new-and-returning-foreign-domestic-workers	5月22日
	3月20日	全てのシンガポールの港に入港する貨物船に対し、港のヘルス・オフィスに乗組員の健康状態の報告義務を課す。	https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/port-of-singapore/circulars-and-notices/port-marine-circulars/detail/50c47378-e84e-4a70-bbd1-003e91e575da	5月25日
	3月21日	関係省庁対策本部は、更なる海外からの流入症例を防止するための措置として概要を公表。 ・すべての入国者（国民、永住者、長期パス、短期滞在全て）に14日間の在宅待機義務を課す。14日間を過ごす場所の証拠の提出を要請する。（ホテル予約、本人あるいは家族の居住地）	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100024271.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-measures-for-travellers-to-reduce-further-importation-of-covid-19-cases	5月22日
	3月23日	2020年3月27日午前9時より、シンガポールに到着する全ての旅行者（シンガポール国民、永住権保持者、長期滞在バス・労働バス・就学バス保持者等）は電子入国カード（SG Arrival Card）による健康状態の報告が義務付けられる。	https://www.ica.gov.sg/news-and-publications/media-releases/media-release/all-travellers-arriving-in-singapore-from-27-march-2020-0900-hours-must-submit-health-declaration-via-the-sg-arrival-card-e-service	5月25日
	3月24日	保健省(MOH)は更なる海外からの感染者の流入に対処するための措置として概要を公表。 ○イギリス、アメリカからの帰国者全員に対し、在宅待機義務専用施設にて14日間の隔離を実施。（2020年3月25日23:59から適用） ○在宅待機義務の対象者に対する監視を強化。調査員を増員し違反者への執行を強化する。また、在宅待機義務関連の問い合わせに対応するコールセンターを設置。（2020年3月26日から）	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100029337.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/lighter-measures-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月25日
	3月25日	マレーシアから入国するすべての労働バス保持者の入国許可申請および在宅待機義務。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0325-mom-entry-approval-and-stay-home-notice-requirements-for-work-pass-holders-from-malaysia	5月25日
	3月26日	感染症法に基づく規制の制定。複数省庁タスクフォースが発表した安全距離対策に法的効力を与え、在宅待機義務（SHN）違反に対して科せられる罰則を強化する。 ・3/25 23:59よりSHN対象渡航先にイギリスとアメリカを加える。帰国日より14日間専用施設にてSHNに入る。SHN規則に違反するものは1万シンガポールドル以下の罰金あるいは6ヶ月以下の禁固あるいはその両方に科せられる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/promulgation-of-regulations-under-infectious-diseases-act	5月19日
	4月6日	在宅待機義務(SHN)対象国が拡大。 ・2020年4月5日23:59よりASEAN諸国、フランス、インドおよびスイスより帰国した国民、永住者、長期パス保持者はSHN専用施設にて14日間の自己隔離を行う。（required to serve）この措置は引き続き英国および米国からの帰国者にも実施される。 ・専用のSHN設備は、ホテルの部屋の提供だけに留まらず、ホテルの経営者に協力を仰ぎスタッフハートレーニングを提供、適切なセキュリティ対策を整え、感染対策と予防策を講じているため、そのような施設の準備が全ての帰国者を収容するのに十分ではないため、過去のウイルス持ち込みの状況を考慮して優先される対象国を限定している。その他の国からの帰国者は自宅にて14日の在宅待機を行う。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/expansion-of-enhanced-stay-home-notice-requirements-to-more-countries	5月20日
	4月10日	在宅待機義務を強化するとともに、すべての国からの入国者を在宅待機義務の対象とする。（専用の在宅待機通知施設において14日間の自己隔離）	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/expansion-of-the-enhanced-stay-home-notice-requirements-to-all-countries	5月25日
	6月18日	シンガポールでは、3月21日から、国民を含むすべての入国者に対して14日間の自宅待機命令（SHN）に従うことを義務付けていたが、6月17日（水）23時59分から、特に無症状の新型コロナ陽性者特定のため、同期間の終了前に全員がPCR検査を自己負担で受けることが求められる。同時に、入国直前に連続14日間、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、香港、日本、マカオ、中国本土、ニュージーランド、韓国、台湾、ベトナムに滞在していた場合は、特定の施設ではなく、各々の場所での自宅待機が可能となる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/gradual-re-opening-of-travel-and-changes-to-border-measures	6月16日
	7月20日	保健省は、外国での新型コロナの感染拡大と旅行者による感染リスクを踏まえて、出入国管理を変更する。一部の地域における感染の再拡大により、7月19日午後23時59分以降にシンガポールに入国する旅行者で、直近14日以内にオーストラリアのビクトリア州、日本、香港にトランジットを含む渡航歴がある場合は、特定の宿泊施設で自己隔離を行い、隔離期間の終了前にPCR検査を受ける必要がある。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/keeping-our-guard-up-to-avoid-resurgence-of-cases	7月17日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	8月26日	保健省は、最近の韓国における新型コロナ感染の大幅な拡大を受け、直近14日以内にトランジットを含め韓国での滞在履歴がある海外渡航者が8月29日午前12時以降にシンガポールへ入国する場合は、自宅ではなく指定の施設において14日間の自宅待機を行う必要があると発表した。また自宅待機終了時には、PCR検査を受けることが義務となる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updated-border-measures-for-travellers-from-the-republic-of-korea	8月28日
	9月1日	複数の省庁による作業部会（MMT）は、感染拡大防止を目的とした海外渡航の規制について、9月1日午前12時から、直近14日間にブルネイ・ダルサラーム国およびニュージーランドに滞在していた入国者は自己隔離を不要とし、空港でのPCR検査で陰性が判明すれば直ちにシンガポールでの活動が可能となると発表した。また同様に感染者が低下しているオーストラリア（ビクトリア州を除く）、マカオ、中国本土、台湾、ベトナムおよびマレーシアからの帰国者は必要な自己隔離期間が14日間から7日間に短縮される。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-border-and-community-measures	8月24日
入国制限	1月29日	保健省(MOH)は新型コロナウイルスに関する感染拡大防止措置として入国管理強化の実施を概要公表(29日より拡大実施)。 <ul style="list-style-type: none"> 1/29正午より過去2週間以内に湖北省への渡航歴があるものおよび湖北省で発行された中国パスポートを持つものはシンガポールへの入国禁止（トランジットも不可）発行済みのビザを持つものも即時無効となる 2週間以内に湖北省への渡航歴があり、すでにシンガポールへ入国しているもの←MOHが引き続き追跡調査を行う。 以下は自宅あるいはかかるべき施設にて待機（ <u>Quarantine orders have legal force, with severe penalties for non-compliance.</u> 、ペナルティがあることが明記） <ul style="list-style-type: none"> シンガポール国民、永住者等で、2週間以内に湖北省への渡航歴があるもの 長期滞在バス（就労、就学、長期観光ビザ含む）を持ち、2週間以内に湖北省への渡航歴があるもの 上記長期滞在バスを持ち、かつ湖北省で発行された中国のパスポートを持つもの 	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000562814.pdf	5月19日
	2月2日	シンガポール保健省(MOH) は、新型コロナウイルスに関する 感染拡大防止措置として更なる入国管理強化の実施を概要次の通り公表。 <ul style="list-style-type: none"> これまでの湖北省に加え、過去2週間以内に中国本土への渡航歴を持つものシンガポール入国（トランジットのための上陸含む）禁止。発行済みのビザも即時無効となり、入国はできない シンガポール国民、永住者で中国本土より戻った者および長期滞在バスを持ち、過去2週間以内に中国本土への渡航歴を持つもの←帰国日より14日の欠勤義務（LOA） 具合が悪いときはマスクを着用する（健康なら不要；should wearと記載） 	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000562981.pdf	5月19日
	2月25日	過去2週間以内に、韓国大邱広域市と清道郡への渡航歴がある労働バス所持者がシンガポールへ入国を希望する場合、その雇用主に入国許可申請が義務づけられる。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0225-entry-approval-for-employers-with-work-pass-holders-with-travel-history-to-daegu-and-cheongdo	5月25日
	3月5日	シンガポールでの出入国規制について追加措置。 <ul style="list-style-type: none"> 旅行を推奨しない国：イラン、イタリア北部、日本、韓国 過去14日以内にイラン、北イタリア、韓国への渡航歴のあるすべての新規訪問者は、入国・トランジットが許可されない。 過去14日にイラン、イタリア北部、韓国への渡航歴がある居住者および長期バス保有者に、在宅通知を発行。 疑い症例の定義を拡大：症状の発生前14日以内にイラン、北イタリア、日本、韓国への渡航歴があり、肺炎または重度の呼吸器症状を伴う者。 	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-escalating-global-situation	5月25日
	3月5日	労働省の入国許可証と在宅待機義務の通知対象国を追加：韓国、イタリア北部、イラン	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0303-mom-entry-approval-and-stay-home-notices-extended-to-more-countries	5月25日
	3月16日	保健省（MOH）は、感染拡大防止のための新たな措置として概要を公表。 ○入国制限措置：過去14日以内にイタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴がある新規入国者は、入国・トランジットを許可されない。また、過去14日以内にイタリア、フランス、スペイン、ドイツへの渡航歴があるシンガポール市長・永住者・長期滞在ビザ所持者に対し、在宅待機義務を通知。 ○追加予防措置：入国者のうち発熱・呼吸器症状のある旅行者は、検査対象となることに加えて、在宅待機義務の対象となる。また、シンガポールは全てのクルーズ船の寄港を中止する。	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100018737.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-and-spread-of-covid-19-cases	5月25日
	3月17日	保健省(MOH)は更なる海外からの流入症例を防止するための措置の概要を公表。 ○ASEAN諸国の国民が短期滞在でシンガポールを訪れる場合は、旅行日程および健康情報を自国内にあるシンガポール領事館/大使館へ届け出ること。MOHが受け付け、事前に承認を出す。入国管理局が入国審査時にMOHの事前承認を確認する。承認が確認できない場合は入国を拒否する。	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100020816.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-of-covid-19-cases	5月22日
	3月22日	保健省(MOH)は更なる海外からの感染者の流入に対処するための措置として概要を公表。 すべての短期滞在者は、シンガポールへの入国・通過を許可されない。（新規症例の大部分が輸入例であることから、入国管理を厳格化し、国内感染者のためにリソースを確保する目的）	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100025944.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-border-control-measures-to-reduce-further-importation-of-covid-19-cases	5月25日
	3月30日	すべての長期バス保持者に、入国許可取得が義務付けられる。	https://www.ica.gov.sg/news-and-publications/media-releases/media-release/entry-approval-required-for-all-long-term-pass-holders	5月25日
出国制限	-	-	-	
施設使用制限	2月3日	2019-nCoVに対するプレスクールでの予防対策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 児童・スタッフ・訪問者のセンサーによる体温モニタリング 個人・施設の衛生 児童・スタッフおよび家族の渡航歴の調査 中国本土への渡航歴（家族も含む）がある場合は欠勤義務の対象 	https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Advisory-to%20Parents-Precarenaary%20Measures%20In%20Preschools.aspx	5月25日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	2月5日	2019年の新規コロナウイルス感染症に対する追加の予防策 1. 学校の生徒、スタッフを2019年コロナウイルス感染より保護するため、教育省と社会家族開発省は2月5日より生徒の集まりを最小限に抑える追加措置をとる 2. 小中学校、特殊教育（SPED）学校、短期大学、およびMillennia Institute（シンガポール唯一の大学前の3年間のコースの学校で、商業科、伝統芸術科、科学科がある）では以下の対策をとる ・集会、キャンプ、大規模なお祝いなどの大人数のグループや共同での活動は停止 ・休憩時間ははずらす ・課内活動（CCA: Co-curricular activities）と放課後プログラムは、小グループで続行される場合もある 3. ECDAもすべてのプレスクールにおいて以下の予防措置をとる。これらは居住型施設、障害者のデイサービスセンターなど脆弱層のための特定の社会サービスにも適用される。 ・集会、遠足、見学、大規模なお祝いなど大人数のグループや共同での活動は停止 ・すべての子供、スタッフ、訪問者のヘルスチェックと体温スクリーニングは継続 ・子供とスタッフの体温測定を頻度を増やす	https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/additional-precautionary-measures-against-the-2019-novel-coronavirus-infection	5月22日
	2月7日	保健省（MOH）は、感染症警戒レベルを4段階中上から2番目のオレンジへ引き上げを行うとともに、次の追加予防措置を公表。 ○医療機関の管理を厳格化：入口にて温度スクリーニング、感染者を他の患者と分けて治療 ○学校・幼稚園等の予防強化措置 ○手洗いの励行、外出時はマスク着用を推奨	https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/000565819.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/risk-assessment-raised-to-dorscon-orange	5月25日
	2月8日	2019年の新規コロナウイルス（2019-nCoV）から未就学児童を保護する施策を実施。施設内への訪問者を限定する。スタッフの転属を最小限に控える。団体活動を一時的に控える。中国本土への渡航歴のある児童（あるいはその家族を含む）やスタッフは14日間の欠勤義務を順守すること、等。	https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Advisory-to-Parents-Keeping-Our-Children-in-Preschools-Safe-Against-the-2019-Novel-Coronavirus-%282019-nCoV%29.aspx	5月25日
	3月12日	モスクの一時閉鎖とモスク活動の一時停止に関する報道発表 ・本日（3/12）午後1時よりMasjid Muttaqin, Masjid Kassim, Masjid Hajjah Fatimahおよび Masjid Jamae Chuliaの4つのモスクを閉鎖する。 ・また、3/13より5日間全てのモスクを一時閉鎖し消毒を行う。 ・3/13～3/27はすべてのモスク活動、講義、宗教クラス、モスクベースの幼稚園セッションを中止する。 など	https://www.muis.gov.sg/Media/Media-Releases/12-Mar-20-Media-Statement-on-Temporary-Closure-of-Mosques	5月22日
	3月13日	保健省（MOH）は、感染拡大防止のための新たな措置として概要を公表。 ○公共施設に関する助言：公共施設において、利用者同士の接触を減らす対策を講じることを勧告。	https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100018737.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-and-spread-of-covid-19-cases	5月25日
	3月16日	モスクの一時閉鎖期間延長に関する報道発表。 ・3/13にイスラム評議会は全てのモスクを少なくとも5日間閉鎖し、すべての活動を14日中止すると発表したが、閉鎖期間を9日間、3/26まで延長する。	https://www.muis.gov.sg/Media/Media-Releases/16-Mar-20-Media-Statement-on-Extension-of-Temporary-Closure-of-Mosques	5月22日
	3月19日	予防策を強化し、学校と幼稚園を再開。ただし3月14日以降に海外から帰国した児童・生徒、学校関係者に対しては、帰国した日より14日の欠勤・欠席(LOA)が命じられる。	https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/schools-and-kindergartens-to-re-open-with-enhanced-precautionary-measures	5月25日
	3月20日	保健省の安全距離対策に関するシンガポールイスラム評議会の対応。モスクは3/27に再開するが、サーモセンサーでの体温検知など準備を進めており、この安全距離対策についても取り入れる。	https://www.muis.gov.sg/Media/Media-Releases/20-Mar-20-Muis-Response-To-MOH-Safe-Distancing-Measures	5月25日
	3月27日	2020年4月以降、すべての学校は1週間に1日の在宅学習を実施する。生徒間の安全な距離を保つために、徐々に在宅学習と学校との混合学習モデルに移行する予定。	https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/schools-to-implement-one-day-of-home-based-learning-a-week	5月25日
	4月7日	COVID-19のさらなる感染拡大を最小限に抑えるサーキットブレーカー ・2020年4月8日から5月4日は全ての学校および高等教育機関で在宅学習に切り替える。プレスクールとチャイルドケア施設はサービスを停止。私立の学校でも在宅学習が授業中止とすること。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/circuit-breaker-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月19日
	4月9日	アクティブSGスタジアム（15箇所）の一時的閉鎖。	https://www.myactivesg.com/read/2020/4/covid-19-latest-updates	5月25日
	4月21日	アカデミックカレンダーを調整し、学校は中間休暇を前倒しし、5月5日から4週間休みとする。高等教育機関は在宅学習を延長。	https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/mid-year-holidays-brought-forward-as-schools-adjust-academic-calendar-institutes-of-higher-learning-to-extend-home-based-learning	5月25日
	4月21日	チャイルドケアセンターならびにスチューデントケアセンターは2020年6月1日まで一般サービスを一時停止。幼稚園では2020年5月5日～6月1日がスクールホリデーとなる。	https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Childcare-And-SCC-To-Suspend-General-Services-Until-1-June-2020-Kindergarten-School-Holidays-To-Begin-5-May-2020.aspx	5月25日
	6月2日	サーキットブレーカーの期間を予定通り6月1日で終了することを決定。 ① フェーズ1：安全な経済活動の再開（6月2日～） 学校は、在宅学習、オンライン授業、時差登校等を活用しつつ、段階的に再開する。 ② フェーズ2：フェーズ1開始から数週間、日々の感染率を確認し、外国人労働者を含めて感染者の増加が認められなければ移行。 学校の全面的な再開。 ③ フェーズ3：段階的な規制緩和実施後から有効なワクチン・治療薬の開発まで。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/end-of-circuit-breaker-phased-approach-to-resuming-activities-safely	5月20日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
営業・経済活動の制限 (強制力、罰則なし)	2月7日	保健省(MOH)は、感染症警戒レベルを4段階中上から2番目のオレンジへ引き上げを行うとともに、次の追加予防措置を公表。 ○大規模イベント開催に関する注意事項:重要でない大規模イベントは延期する。実施する場合は温度スクリーニングなどの予防策を講じる。体調不良者や、中国本土への旅行歴がある場合、イベントに参加しないよう呼びかけ。 ○職場での体温測定・在宅勤務等	https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/000565819.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/risk-assessment-raised-to-dorscon-orange	5月25日
	2月10日	タクシーと民間経営レンタカーの運転手及び乗客の健康を守る措置。 様々なタクシー業者の敷地内にまず8か所(徐々に国中に場所を増やす)検温センターを設置、1日1回検温を行い、正常値であればステッカーを発行、毎日そのステッカーを掲示して営業をする。乗客は気分がすぐれない場合は社会的責任に従い、乗車前にマスクを着用すること。マスクを持っていない気分が悪く、医療機関へのアクセスを求めて乗車をするような人に対してはドライバーがマスクを提供できる、など。	https://www.lta.gov.sg/content/ltgov/en/newsroom/2020/february/news-releases/Safeguarding_the_health_taxi_PHC_drivers_passengers.html	5月25日
	2月15日	COVID-19(コロナウイルス感染症2019)の状況の中で大規模なイベントを開催する企業に対し、1,000人以上が参加するイベントの中止を推奨。	https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Newsroom/COVID-19/v2/Advisory-for-businesses-on-largescale-events15-Feb.pdf	5月25日
	3月12日	シンガポール企業庁とシンガポール政府観光局の共同メディア・リリース:衛生と衛生を向上させるための全国的な取り組みの一環としてSGグリーン品質マークを観光事業およびライフスタイル事業に拡大。マークが付いた施設は、衛生管理の徹底が求められるとともに、第三者機関による衛生状態の監査を受ける。	https://www.sgpc.gov.sg/gpcmedia/media_releases/enterprise-sg/press_release/P-20200312-1/attachment/MR00820_SG%20Clean%20Quality%20Mark_2020%2003%2012.pdf	5月25日
営業・経済活動の制限 (強制力、罰則あり)	3月13日	保健省(MOH)は、感染拡大防止のための新たな措置として概要を公表。 ○イベント及び集会に関する勧告:250人以上が参加するイベントの延期または中止を勧告。 ○職場に関する助言:雇用主は、在宅勤務やシフト制を導入し、従業員同士の接触を減らす措置を勧告。	https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100018737.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-and-spread-of-covid-19-cases	5月25日
	3月20日	企業に対し、2020年3月14日~20日に帰国する従業員を欠勤させることを奨励する。(欠勤義務)	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0320-companies-encouraged-to-impose-leave-for-employees-returning-between-14-and-20-march-2020	5月25日
	3月20日	COVID-19感染症のこれ以上の拡大を防ぐため、安全距離対策をさらに厳格化。 ・本日より2020年6月30日まで250人以上が参加するイベントは中止とする。参加者が250人未満のイベントや集会の場合、主催者とイベント会場の管理者は、参加者間で少なくとも1メートルの間隔を確保するために必要な予防策を実施する必要がある。 ・一般に開放している施設やレストラン等の運営者は、訪問者間で少なくとも1メートルの間隔を確保するために必要な予防策を実施する必要がある。 ・テレワーク、オンラインや電話での会議を強く推奨する。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/stricter-safe-distancing-measures-to-prevent-further-spread-of-covid-19-cases	5月22日
	3月24日	保健省(MOH)は更なる海外からの感染者の流入に対処するための措置として概要を公表。 ○職場や学校以外での集まりを10人以下に制限。接触が一時的ではない場所では1メートル以上の距離を取る。(2020年3月26日23:59~2020年4月30日) ○娯楽施設(バー、ナイトクラブ、ディスコ、映画館、劇場、カラオケ店など)の閉鎖。 ○小売モール、美術館、アトラクションなどは営業を継続して良いが、人同士の距離を空ける、団体は10人を超えないなど、接触を減らすための措置を講じる必要がある。 ○塾、習い事教室の中止。 ○すべてのイベント、大規模集会の延期または中止。(これまでは250人以下は認められていたが、措置を厳格化した) ○10人以上の個人的な集まりを避けるよう勧告。(結婚式、誕生日、葬儀等が含まれる) ○高齢者向けの活動の停止期間を2020年4月30日まで延長。	https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100029337.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/tighter-measures-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月25日
	4月7日	COVID-19のさらなる感染拡大を最小限に抑えるサーキットブレーカー ・4/7以降すべてのレストラン、露天、コーヒESHOP、フードコートなど飲食店は持ち帰りやデリバリーでのみ営業を許可する。 ・小売店については生活必需品を扱うもののみ営業を許可する。 ・労働省はテレワークを推進できずにいる企業に対し、検査を行い、Stop Work OrdersあるいはRemedial Ordersを発行しているが、さらにステップアップし、2020年4月7日から2020年5月4日まで在宅勤務では実施できないすべてのビジネス活動、社会活動、またはその他の活動は、包括的に停止する。(ただし上記で営業を許可されているessentialサービスは除く) ・娯楽施設、テーマパーク、美術館、カジノは全て閉鎖。スポーツ施設もすべて閉鎖。ホテルに付随する娯楽設備もすべて閉鎖。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/circuit-breaker-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月19日
	4月7日	露店市場ならびに市場におけるサーキットブレーカー対策。(国家環境庁が管理する、あるいは指名して管理している市場以外は営業停止) ・4/7から5/4まで露店市場の総菜コーナーでの食事は禁止されるが、持ち帰りやデリバリーは可能である。国家環境庁が管理あるいは指定して管理する83のマーケットは通常営業を続ける。	https://www.nea.gov.sg/media/news/news/index/circuit-breaker-measures-at-hawker-centres-and-markets	5月25日
4月18日	建設現場における感染拡大の可能性のあることから、予防的措置として、建設業の労働許可証とS/パスホルダーのための予防的在宅通知。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0418-precautionary-stay-home-notices-for-work-permit-and-s-pass-holders-in-construction-sector	5月25日	

新型コロナウイルス対応施策一覧：シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	4月21日	<p>新型コロナウイルスの広がりに対する強力な国家措置。</p> <p>○サーキットブレーカー期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月21日から5月4日までの2週間のこの措置について、現在の状況から関係省庁対策本部は、この期間を6月1日まで4週間延長。新規感染者数が大幅に減少した場合には、段階的に措置の一部を緩和する可能性もあり。 ・人のある地域に絞りを、市中感染するリスクをさらに減らすために、家にいることを奨励。 <p>○職場閉鎖・事業所対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーキットブレーカー期間中、事業の縮小、通勤者を現在の約20%~約15%に減らす事を目指す。 ・業務を継続できる企業は、作業する従業員を登録する必要がある。 ・すべての職場において安全な距離を保ち、労働者は職場でマスクを着用すること。 ・従わない場合、初回は1,000ドル、以降は高額の罰金または法廷での起訴。 <p>○外国人労働者クラスターにおける感染防止の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住労働者集団間の感染を防止のためさらに多くの職場を閉鎖。 ・寮での感染拡大の防止策として、安全な距離の確保、寮内外への移動を減らす ・寮を支援するチーム（FAST）を発足。チームは医療施設等の設置を支援。体調不良の労働者は、医師の診断及び適切な治療が可能。 	<p>https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/strong-national-push-to-stem-spread-of-covid-19</p>	5月25日
	5月12日	<p>シンガポール政府は、5月12日にクリーニング店、美容院・理容室、ペット用品店に対する休業要請を解除することを発表した。一方でケーキ・菓子店およびバック入りのスナックやデザートの販売店は、テイクアウトと配達のみ可能である。</p>	<p>https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Newsroom/Press-Releases/2020/05/REVISED-Press-Statement-Guidelines-for-gradual-resumption-of-business-operations.pdf</p>	5月8日
	6月2日	<p>サーキットブレーカーの期間を予定通り6月1日で終了することを決定。</p> <p>① フェーズ1：安全な経済活動の再開（6月2日〜）</p> <p>感染リスクの低い事業が順次再開するが、オフィスワークは可能な限り在宅で行うとし、マスク着用のこと。再開するのは、製造業、自動車関連業、エアコンサービス業、ペット関連サービス、学校の書店、学生服の販売店、美容院・理容室等で、自宅開業した店の配達、テイクアウト等である。なお、大部分の小売店、個人サービスは休業を継続する。また、学校も、自宅学習、オンライン授業、時差登校等を活用しつつ、段階的に再開する。</p> <p>② フェーズ2：フェーズ1開始から数週間、日々の感染率を確認し、外国人労働者を含めて感染者の増加が認められなければ移行。</p> <p>学校の全面的な再開、飲食店、小売店、ジム・フィットネスクラブ、スポーツ・レクリエーション・アウトドア施設を再開させる。</p> <p>③ フェーズ3：段階的な規制緩和実施後から有効なワクチン・治療薬の開発まで。</p> <p>社会的、文化的、およびビジネス上の集会、イベントを再開するが、クラスター感染を防止するため人数制限を行わなければならない。また高齢者は、日々の活動において安全な距離を確保し、ピーク時の移動や混雑した場所等を避けること。濃厚接触時間の長いサービス（スパ、マッサージ等）や、閉鎖された空間の中で人数管理を行うリスクのあるサービス（映画館、劇場、バー、パブ、ナイトクラブ等）も再開するが、安全管理の措置を効果的に講じなければならない。</p>	<p>https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/end-of-circuit-breaker-phased-approach-to-resuming-activities-safely</p>	5月20日
	6月19日	<p>複数の省庁による作業部会（MMT）は、フェーズ1開始後もコミュニティや外国人労働者の寮における新型コロナウイルスの感染率が抑えられていることから、6月19日（18日23時59分）にフェーズ2に移行することを決定した。</p> <p>フェーズ2では、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、手洗い等を継続しながら、小売店、飲食店（アルコールの提供は夜10時半まで）、健康・ウェルネス関連サービス、スポーツ施設や公園等、多くの店舗が再開される。一方で、礼拝・宗教的集会、図書館・美術館等のクラスター発生のある活動についてはもうしばらく自粛が求められる。</p>	<p>https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moving-into-phase-two-of-re-opening</p>	6月16日
	8月4日	<p>保健省は、8月4日から結婚式式の参加者数を一部を除いて、現在の20人（牧師を除く）から花嫁および花婿を含めて50人（牧師および事業者を除く）に増やすことを発表した。同省はまた、飲食を伴う50人以下の結婚式開催を試験的に許可する。更に、通夜および葬式についても、8月4日から同時間の参加人数を最大20人から30人に変更する。規制緩和のフェーズ2開始から6週目に入ったシンガポールでは、感染者数は依然抑えられているが、複数の省庁による作業部会（MMT）は継続的な状況の監視を行っている。</p>	<p>https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/easing-restrictions-on-key-life-events</p>	7月31日
	9月23日	<p>保健省は、国内の新規感染者が継続的に減少していることから、仕事を目的とした国内外の移動規制を緩和し、自宅で勤務している労働者を部分的に職場で勤務を可能とすること等の措置を取ることを発表した。また10月3日から安全な距離の確保を含む対策実施を前提として、礼拝および結婚式式の参加者を最大100人に増やし、10月1日から座席数300以上の大型映画館では最大3ゾーンの観客数を各ゾーン最大50人、それ以外の映画館は収容人数の50%、または最大50名に変更するとしている。</p>	<p>https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/resuming-more-activities-safely</p>	9月25日
上記に関連する財政支援措置	2月1日	<p>2019年の新型コロナウイルスの発生に影響を受けた企業と労働者に対する政府の支援。（transport and tourism sectors）</p> <p>副首相兼財務大臣のヘン・スイキヤット氏が2020年度予算にCOVID-19の影響を受ける企業と、労働者を救済する施策への枠組み込むことを発表した。救済策の詳細は2/18に公表する。</p>	<p>https://www.mof.gov.sg/newsroom/press-releases/government-support-for-firms-and-workers-in-response-to-the-2019-ncov-novel-coronavirus-outbreak</p>	5月19日
	2月1日	<p>武漢コロナウイルスのために検疫に置かれたタクシーと私営レンタカー運転手の3つのケアパッケージ。（①National Private Hire Vehicles Association (NPHVA)あるいはNational Taxi Association (NTA)のメンバーに1回限り、一律200シンガポールドル支給、②Gojek, Grab, Ryde and their fleet partnersの車輛レンタル料免除、③タクシー事業者および私営レンタカー事業者に1回限り一律100シンガポールドル支給）</p>	<p>https://www.ntuc.org.sg/wps/portal/up2/home/news/mediareleases/mediareleasedetails?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/Content_Library/ntuc/home/about%20ntuc/newsroom/media%20releases/fa696f01-912d-44a3-a374-f2dcb5fedfe2</p>	5月25日
	2月2日	<p>シンガポール政府観光局は、2019-nCoVの影響を受ける観光ビジネスをサポートするためのターゲットを絞った対策を発表。（最初の支援には、ライセンス料の免除とクリーニング費用の支援が含まれる）</p>	<p>https://www.stb.gov.sg/content/stb/en/media-centre/media-releases/stb-unveils-targetedmeasuresupporttourismbusinessesaffectedby.html.html</p>	5月25日
	2月12日	<p>欠勤義務支援プログラム（LOASP）の提供。</p> <p>中国本土への渡航歴を持つ労働者（バス保持者・シンガポール国民・永住者）の雇用主に対し、当該の従業員への補償金の目的で、1人当たり1日100シンガポールドルを支給する。自営業者は本人に支給する。</p>	<p>https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0212-leave-of-absence-support-programme</p>	5月25日
	2月13日	<p>コロナウイルス感染症2019の発生により影響を受けたタクシーや私営レンタカー業者など、P2P産業を支援するために、政府と業界団体が7,700万シンガポールドルの支援パッケージを立ち上げた。うち、政府は4,500万シンガポールドルの投入を約束した。</p>	<p>https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/newsroom/2020/february/news-releases/-77-million-point-to-point-support-package-for-taxi-and-private-.html</p>	5月25日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	2月17日	欠勤（LOA）支援プログラムを在宅機義務（SHN）に従っている者へも適用	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0217-loasp-extended-to-those-serving-stay-home-notice	5月25日
	3月17日	マレーシアで実施された封鎖の影響を受ける労働者の収容に関する措置。マレーシアの移動制限措置により、多くの企業・労働者がシンガポールへの居住を検討している状況。 親戚・知人宅に頼ることができない労働者の短期収容先は雇用主に確保義務があり、そのための経済的支援を政府が雇用主に行う。政府はホテル・ドミトリーなどの短期住宅オプションを提供。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0317-accommodating-workers-affected-by-lockdown-in-malaysia	5月25日
	3月24日	企業がCOVID-19状況に対処するためのさらなる対策 (i)中小企業の納税期限の3か月延長 (ii)帰国休暇中の外国人労働者に対する課税の90日までの免除 (iii)建設会社のマイヤーエンタイトルメント（MYE；外国人採用枠）払い戻し など	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0324-further-measures-to-help-companies-cope-with-covid-19-situation	5月22日
	3月26日	COVID-19の影響を受ける私営バス業界をサポートするための複数機関の取り組み。 政府は、約2,300万シンガポールドル相当の私営バスサポートパッケージをまとめた。	https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/newsroom/2020/march/news-releases/multiagency-effort-to-support-private-bus-industry-impacted-by-c.html	5月25日
	4月4日	飲食ビジネスをデリバリーオーダーでサポートするフードデリバリーブースターパッケージ提供。既存のデリバリーオンラインサイトDeliveroo、foodpanda、GrabFoodでのビジネス開始を支援する。	https://www.enterprisesg.gov.sg/media-centre/media-releases/2020/april/food-delivery-booster-package-to-support-f-and-b-businesses-with-delivery-orders	5月25日
	4月23日	サーキットブレーカー期間延長期間中における、更なる企業支援策。雇用主への財政支援によって、従業員への給与支払いを支援。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0423-further-measures-to-help-companies-during-extended-circuit-breaker	5月25日
個人の活動制限	1月22日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○市民向けに生きている動物との接触を避けること、生肉・調理不十分な肉の消費を避けること、手洗い励行、咳エチケット（咳や鼻水などの呼吸器症状がある場合は、マスクの着用を含む）等を推奨。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moh-steps-up-precautionary-measures-in-response-to-increase-in-cases-of-novel-coronavirus-pneumonia-in-wuhan	5月25日
			https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-novel-coronavirus-pneumonia-in-china	
			https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000560473.pdf	
	1月23日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○湖北省全体への不要不急な旅行を控える呼びかけ（拡大措置）	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/confirmed-imported-case-of-novel-coronavirus-infection-in-singapore-multi-ministry-taskforce-ramps-up-precautionary-measures	5月25日
			https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000560473.pdf	
	2月2日	28日、31日に発表した感染拡大防止措置に関する、自宅待機者・休暇取得者（LOA）との同居者等に対する注意事項及び助言を発信。	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000563527.pdf	5月25日
	2月10日	DROSCONレベルがオレンジに引き上げられたことに伴い、寮・共同宿舍の予防対策の更新版を発行。 ・集団行動の一時停止 ・可能なら共同施設の使用時間をずらし、できるだけ接触を防ぐ ・欠勤義務期間中の労働者はできるだけ他の居住者と離れた場所で過ごさせる ・欠勤義務中の労働者の食事を用意し、外出を出来るだけ少なくする	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0210-mom-issues-updated-advisory-on-enhanced-precautionary-measure-for-dormitory	5月15日
	2月23日	韓国におけるCOVID-19症例発生を受けて、大邱と清道への旅行を控えるよう勧告。 チャンギ空港でのスクリーニングにおける疑い例の定義を拡大。肺炎・呼吸器症状がある者で症状発生の2週間以内に韓国の大邱または清道に渡航歴がある場合、追加検査のため病院へ行くことが求められる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/public-health-travel-advisory-in-response-to-cases-of-covid-19-in-republic-of-korea	5月25日
	3月10日	高齢者を保護するための追加の予防策。3/11～3/24の間、政府機関が実施するシニア中心の活動を一時的に禁止。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-protect-our-seniors	5月25日
	3月13日	保健省（MOH）は、感染拡大防止のための新たな措置として概要を公表。 ○渡航勧告：イタリア、フランス、スペイン、ドイツへの不要不急の渡航延期勧告（中国、イラン、日本、韓国については既に勧告済み）	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100018737.pdf	5月25日
https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-and-spread-of-covid-19-cases				
3月15日	高等教育機関は、インターンシップや交換留学を含め、全ての公式な留学を一時的に中止する。（7月末まで。既に海外にいる学生は順次帰国させる予定）	https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/institutes-of-higher-learning-to-suspend-all-official-overseas-placements	5月25日	
3月17日	海外留学中のシンガポール人学生への勧告（できるだけ早く帰国するよう呼びかけ。政府が主要都市への便を運航している航空会社とシンガポールへ戻る便に留学生を乗せるよう交渉中。）	https://www.mfa.gov.sg/Newsroom/Press-Statements-Transcripts-and-Photos/2020/03/170320_Advisory-for-Singaporean-Students-Studying-Overseas	5月25日	
3月17日	保健省(MOH)は更なる海外からの流入症例を防止するための措置の概要を公表。 【渡航自粛勧告】 ・不要な海外旅行を控えるよう勧告する。これは即日効力を持ち、むこう30日間有効であり、状況によっては再度評価される。 ・3月の学校休暇中に海外旅行を予定しているものは、再考を推奨する。	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100020816.pdf	5月22日	
		https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-to-prevent-further-importation-of-covid-19-cases		

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	3月24日	保健省(MOH)は更なる海外からの感染者の流入に対処するための措置として概要を公表。 ○すべての宗教的な集会を中止。礼拝所は開いてよいが、一度に10人以下の人数に限定。 ○10人以上の個人的な集まりを避けるよう勧告。(結婚式、誕生日、葬儀等が含まれる) ○高齢者向けの活動の停止期間を2020年4月30日まで延長。	https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100029337.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/tighter-measures-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月25日
	3月27日	宗教活動に関する勧告。 2020年3月26日、23:59から2020年4月30日まで会衆の礼拝と宗教的サービスは停止する。	https://www.mccy.gov.sg/about-us/news-and-resources/press-statements/2020/mar/covid-19-mccy-advisory-on-religious-activities	5月22日
	3月27日	感染症法に基づく規制の制定。複数省庁タスクフォースが発表した安全距離対策に法的効力を与え、在宅待機義務(SHN)違反に対して科せられる罰則を強化する。 3/26 23:59より職場や学校外での人の集まりを10名以下に制限する。また、人との距離は、ほんの短い時間みの接触を除き、最低1m取ること 安全距離規則に違反するものは1万シンガポールドル以下の罰金あるいは6ヶ月以下の禁固あるいはその両方に科せられる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/promulgation-of-regulations-under-infectious-diseases-act	5月19日
	4月7日	COVID-19のさらなる感染拡大を最小限に抑えるサーキットブレーカー ・団体で行うスポーツ活動、宗教礼拝も中止を継続する。祈りの場もすべて閉鎖する。 ・各自社会的責任をもって、できることに努める。個人衛生管理、出来るだけ在宅で過ごす。公共の公園や屋外スタジアムは開いているので、運動を行ってもよいが、安全距離対策を遵守し、人の集まりを避けること。 ・マスクの利用についてはWHOの科学的なガイドラインに則って、体調が悪い者に限り、他人への感染を防ぐ目的で着用を勧めている。しかしながら症状の出ない感染者が現れ、WHOも着用について再レビューを始めている。そこで、4/5~12の間に全世帯へマスクの配布を行う。CCsかRCsへ世帯代表者1名のみで取りに行くこと。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/circuit-breaker-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月19日
	4月10日	市場に入場する際のマスク着用義務。	https://www.nea.gov.sg/media/news/news/index/patrons-urged-to-wear-masks-when-visiting-markets	5月25日
	6月1日	保健省は、サーキットブレーカー期間が終了した6月2日以降も、新型コロナの飛沫感染防止のため、マスクの着用を義務化することを発表した。同期間中はマスクの代用としてフェイスシールドの利用が認められていたが、経済活動再開後はより密接な接触が予測されるため、12歳以下の子供や健康上の理由等により長時間のマスク着用が難しい場合を除き、マスクによる感染防止を推奨している。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/guidance-for-use-of-masks-and-face-shields	6月2日
	9月9日	保健省は、感染率の抑制が継続されていることから、9月9日から、人民協会(PA)、健康増進局(HPB)、スポーツシンガポール、および第三世代評議会(C3A)による、高齢者5名以下による活動の再開を可能とすると発表した。許可されるのはボードゲームやグループでのエクササイズクラス等の活動で、上記以外にも高齢者福祉施設での実施も可能となる。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/further-resumption-of-activities-for-seniors	9月10日
上記に関連する財政支援措置	2月12日	欠勤義務支援プログラム(LOASP)の提供。 中国本土への渡航歴を持つ労働者/バス保持者/シンガポール国民・永住者らの雇用主に対し、当該の従業員への補償金の目的で、1人当たり1日100シンガポールドルを支給する。自営業者は本人に支給する。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0212-leave-of-absence-support-programme	5月25日
	2月17日	欠勤(LOA)支援プログラムを在宅待機義務(SHN)に従っている者へも適用	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0217-loasp-extended-to-those-serving-stay-home-notice	5月25日
	3月27日	COVID-19の影響を受ける低所得から中所得のシンガポール人に対する更なるサポートを提供。	https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/More-Support-for-Lower-to-Middle-Income-Singaporeans-Affected-by-COVID-19-Situation.aspx	5月19日
	4月3日	社会的支援の継続と脆弱なグループのための不可欠なサービスの確保。 ・社会家族開発省(MSF)は一時救済基金、COVID-19 Support Grant、コムケア支援スキームを含む、拡張された社会的および経済的支援サービスを継続して行う。 ・MSFとsocial service agencies(SSAs)は深刻なハイリスクで緊急のケース(例:家庭内暴力、児童虐待、自傷行為、自虐行為)の危機介入へ継続して関与する。 ・そのほかの緊急性のないサービスについては4/7から5/4まで一時停止する。カウンセリングやセラピーについては重要ではあるが、オンラインや電話、ビデオ会議等リモートで継続する。緊急ではない場合、利用者は予約を延期するよう強く願う。 など	https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Ensuring-continued-social-assistance-and-essential-services-for-vulnerable-groups.aspx	5月20日
	4月6日	プレスクール経営者はサーキットブレーカーに際し、利用者に料金の50%を払い戻す。(5月の料金1回限り。加え、小さい子供がいる家庭は連帯予算より追加の300シンガポールドルが1回限り一律で支給される)	https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Preschool-operators-to-provide-fee-offsets-during-circuit-breaker-period.aspx	5月25日
	4月17日	現在閉鎖中のActiveSGスポーツホール施設の一部を行き場のない外国人労働者の安全な宿泊先として開放する。	https://www.sportssingapore.gov.sg/Newsroom/Media-Releases/2020/Activation-of-ActiveSG-Sport-Halls	5月25日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	4月24日	パンデミックによる影響を受けた雇用市場で、卒業生にスキルアップ等を目的とした研修の機会を提供するために、1億ドルを確保。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0424-100-million-set-aside-to-provide-graduates-with-traineeship-opportunities	5月25日

《医療提供体制》

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
隔離施設・体制の準備	1月22日	保健省(MINISTRY OF HEALTH)の発表。 ○肺炎の症状があり、症状を発症する14日以内に武漢への渡航歴がある場合は病院に隔離される。 ○ MOH と the National Centre for Infectious Diseases (NCID)が疑わしい症例の管理について助言する新規コロナウイルスに関する臨床ガイドスを作成済み。 ○病院での隔離措置。 次の症例は感染拡大予防措置として、病院で隔離措置を実施。 ・発症前 1 4 日以内の肺炎と中国旅行歴 または、 ・発症前 1 4 日以内に中国の病院に通院歴のある急性呼吸器感染症	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moh-steps-up-precautionary-measures-in-response-to-increase-in-cases-of-novel-coronavirus-pneumonia-in-wuhan https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-precautionary-measures-in-response-to-novel-coronavirus-pneumonia-in-china https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000560473.pdf	5月25日
	2月7日	保健省 (MOH) は、感染症警戒レベルを4段階中上から2番目のオレンジへ引き上げを行うとともに、次の追加予防措置を公表。 ○医療機関の管理を厳格化：入口にて温度スクリーニング、感染者を他の患者と分けて治療	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/000565819.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/risk-assessment-raised-to-dorscon-orange	5月25日
	2月14日	地域社会への伝染のリスクを軽減するための更なる事前対策として、COVID-19感染者に備えてPublic Health Preparedness Clinics (PHPCs)を再活性化させる。PHPCに指定されている一般開業医クリニックは約900ある。PHPCにて、さらなる検査・治療が必要と判断された患者は、より専門の病院に紹介される。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/additional-pre-emptive-measures-to-reduce-risk-of-community-transmission	5月25日
	3月24日	保健省(MOH)は更なる海外からの感染者の流入に対処するための措置として概要を公表。 ○イギリス、アメリカからの帰国者全員に対し、在宅待機義務専用施設にて14日間の隔離を実施。(2020年3月25日23:59から適用) ○新たな隔離施設の運用開始。退院間近の軽症者を収容する目的。最大収容人数約500名。(2020年3月24日から)	https://www.sg-emb-japan.go.jp/files/100029337.pdf https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/tighter-measures-to-minimise-further-spread-of-covid-19	5月25日
	4月3日	シンガポールの一般市民に治療オプションの誘導支援を行うためにCOVID-19症状チェッカーが立ち上げられた。	https://www.moht.com.sg/post/covid-19-symptom-checker-launched-to-inform-and-help-the-singapore-public-navigate-care-options	5月19日
	医療物資の供給体制	2月1日	Residents' Committee (RC) centresとCommunity Clubs (CCs)で2/1 14時から政府による1世帯4枚のマスク配布を行う。	https://www.pa.gov.sg/Newsroom/News/detail/Collection-of-Masks-from-1-Feb-9-Feb-at-RCs-and-CCs
	2月11日	価格統制法 (Price Control Act) により、小売店 3 Starsに要求書を出した。(3 Starsはマスク1箱138シンガポールドル、1枚6.9シンガポールドルで販売。貿易産業省はマスクのコストと利益を含んで、マスクの価格の根拠を説明することを要求、12日までに回答がない場合は1万シンガポールドルの罰金となる。罰金は対応拒否のたびに2万シンガポールドルが加算されていく。)	https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Newsroom/Press-Releases/2020/02/Press-release-on-issuance-of-letter-to-3-Stars-11-Feb.pdf	5月25日
	2月17日	手指消毒剤、マスク、体温計、保護具の輸入に関する通達。 1/31よりHSAの発行する輸入業者免許は不要、代わりにHSAへ輸入する製品の数量、クオリティ等の詳細を添えて連絡する。個人輸入については、サージカルマスク、布マスク各3箱、体温計2本までならHSAへの届け出は不要。それ以外は用意されたフォームで届け出を行う。	https://www.hsa.gov.sg/announcements/regulatory-updates/import-of-hand-sanitisers-masks-thermometers-and-protective-gear	5月25日
	4月9日	マスク配布運動の第二波期間中に352万枚もの布マスクが配布された。	https://www.sgcc.gov.sg/sgccmedia/media_releases/pa/press_release/P-20200409-1/attachment/PA%20Media%20Statement%20of%20Update%20of%20Mask%20Collection.pdf	5月25日
病床の拡充	4月28日	COVID-19の包括的な医療戦略 【メディカルプラン】 ・軽症者が入院するためのコミュニティケア施設 (CCF) と、発症後に回復した患者が入院するステップダウンコミュニティ回復施設 (CRF) を用意。 【医療施設のスケールアップ】 ・CCFとして、現状Civil Service Clubなどのホテルで4,000床を確保している。臨時的に体調がよくないものは直ちに病院へ紹介する。 ・CCFの病床数を6月末までに20,000に増やすよう努力している。症状が軽い労働者をすばやく隔離して監視でき、必要な医療サポートを提供する医療ポスト (簡易医療施設) も設置している。 ・SAFキャンパスにもCRFを展開しており、現在10,000床が確保されている。CCFからCRFへの移送も開始した。 ・公立病院のCOVID-19対応能力を確保するため、緊急ではない処置や手術は延期した。既存のベッドと病院施設を転用し、人工呼吸器などの追加の医療機器を揃え、隔離病棟と集中治療室の収容能力を上げている。私立病院は、深刻度の低い急性臨床状態の患者の診療において公立病院をサポートし続けている。そのほかのヘルスケア機関も、患者のフォローアップのために遠隔相談サービスを開始している。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/comprehensive-medical-strategy-for-covid-19	5月21日
緊急性の低い診療等の抑制	3月31日	特定の慢性疾患のビデオ診察に対して、健康支援スキームの補助金およびMediSaveによる補助を適用。 対象疾患：糖尿病、高血圧、脂質障害、うつ病、統合失調症、双極性障害、不安症	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/time-limited-extension-of-chas-chronic-subsidy-and-medisave-to-video-consultation	5月25日

新型コロナウイルス対応施策一覧:シンガポール

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	4月4日	強化された安全距離対策期間中の重要なヘルスケアサービスの継続。 ・すべての公立および私立の急性期病院（オフサイト専門クリニックおよびオフサイト外来手術センターを含む）、コミュニティ病院、ポリクリニック、公衆衛生準備クリニック（PHPC）、および腎透析センターは、重要なサービスの提供のために引き続き診療を続ける。 ・非PHPCの一般開業医（GP）クリニック、専門クリニック、歯科クリニック、および中医学（TCM）クリニックは、基本的なサービスを提供する目的でのみ診療を続けることが可能で、不急不要な予約は全て延期し、現場のスタッフは最小限に抑える。 ・可能であれば、電話での診断のようにリモートで行えるものは行うこと。別表に対人サービスのうち重要なものと重要ではないものをまとめたので参考にする。こと。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/continuation-of-essential-healthcare-services-during-period-of-heightened-safe-distancing-measures	5月20日
	4月28日	COVID-19の包括的な医療戦略。 ・公立病院のCOVID-19対応能力を確保するため、緊急ではない処置や手術は延期した。既存のベッドと病院施設を転用し、人工呼吸器などの追加の医療機器を揃え、隔離病棟と集中治療室の収容能力を上げている。私立病院は、深刻度の低い急性臨床状態の患者の診療において公立病院をサポートし続けている。そのほかのヘルスケア機関も、患者のフォローアップのために遠隔相談サービスを開始している。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/comprehensive-medical-strategy-for-covid-19	5月21日
医療スタッフの拡充	2月13日	休暇および休暇予定がキャンセルされた医療従事者への支援。 公立病院の医療従事者が動員され、進化するCOVID-19の状況に対応している。医療従事者の年次休暇は、病院が予想されるより多くの患者の数に対応できるように凍結されている。一部の医療従事者は、航空券やその他の休日の予約とともに、以前に承認された休暇申請のキャンセルを余儀なくされた。 医療従事者労働組合（HSEU）は公的医療機関、シンガポール国家経営者連盟（SNEF）、シンガポール全国労働組合会議（NTUC）およびMOMに対し懸念を提起、それぞれが次の措置を通じて医療従事者に強力なサポートを提供することで同意した。	https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0213-supporting-healthcare-workers-whose-leave-and-holiday-plans-have-been-cancelled	5月22日
	4月26日	政府全体（WOG）のCOVID-19対策のために配置された医師、あるいは医療従事者が実施した仕事に対するクレームへの政府による補償。	https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/moh-advisory-on-indemnities-for-medical-teams-and-hcw_260420_final.pdf	5月25日
	4月28日	COVID-19の包括的な医療戦略。 【ヘルスケア労働力を増強】 ・MOHは、民間セクターの医療専門家の支援を求めており、新たに立ち上げられたSG Healthcare Corpsに加わるよう奨励、4/7の開設以降様々な職種に約3,000人の専門家の登録がある。今後更に職種を拡大し、非ヘルスケア専門家も含める予定である。	https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/comprehensive-medical-strategy-for-covid-19	5月21日
重傷者向けトリアージ	-	-	-	
病床の拡充（野戦病院等の緊急措置）	-	-	-	

出所：当該国の中央省庁等の事務連絡・プレスリリース等を基に三菱総合研究所作成、各内容の出所はURL参照